

## 令和2年度 消費者行政に関する意思表明

近年、消費者を取りまくトラブルは、生活文化の向上、情報化社会の進展に伴う環境の変化により、年々複雑、多様化しています。また、若者から高齢者まで幅広い年齢層において消費者トラブルが増加しており、新たな手口による消費者被害も後を絶ちません。

最近では、全国で新型コロナウイルスに便乗した悪質な勧誘が確認されています。今後、新たな手口が現れる可能性があります。根拠のない噂などに混乱せずに、正確な情報に基づいて冷静に対応することが大切です。

こうした中、相楽郡広域事務組合（木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村で構成）では、平成22年3月1日から「相楽消費生活センター」を相楽会館内に開設し、消費生活相談やあっせんのほか、広報誌やホームページ等での注意喚起、各種イベントや出前講座における被害防止の啓発活動等に継続的に取り組んでおります。

また、令和4年4月から民法の改正に伴い、成年年齢が18歳に引き下がられ、若年者を狙った詐欺等が増加することも想定されます。

今後も引き続き、教育機関と連携した消費者教育を推進していくことが重要となっております。

そこで、相楽郡広域事務組合では、相楽地域の皆様が安全で安心して暮らせる地域づくりのため、消費者行政の一層の推進を図っていきます。

令和2年4月1日

相楽郡広域事務組合

代表理事 杉浦正樹